

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
保存樹等補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法」という。）、岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則（昭和59年岐阜市規則第14号。以下「規則」という。）及び岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱（昭和63年3月25日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市長が指定した保存樹等に対して一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が、補助金を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 理事長は、保存樹の所有者または管理者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の交付は、要綱第4条により市長が指定した日の翌年度からとする。

2 補助金の算定基準は、別表1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、保存樹等補助金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定、交付及び通知)

第4条 理事長は、前条に規定する保存樹等補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付決定をし、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者については、保存樹等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(実績報告)

第5条 第2条の規定による補助金の交付を受けた者は、事業終了後、保存樹等事業実績報告書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 理事長は、補助金の交付決定又は、交付後において、不正な手段等でこれを受けたことが明らかな者に対し、決定の取消し、又はその全部、若しくは一部の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 補助金算定基準

単位円

樹 木	1 所有（管理）につき	
	1 本目の樹木	5,000
	2 本目以降の樹木については、1 本につき	3,000
はん登性 樹 木	枝葉の面積	
	30 m <sup>2</sup> 以上50 m <sup>2</sup> 未満の部分	2,000
	50 m <sup>2</sup> 以上の部分については、20 m <sup>2</sup> 増すごとに	1,000
樹 林	樹林の面積	
	500 m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	25,000
生 け 垣	生け垣の長さ	
	30 m以上35 m未満の部分	3,000
	35 m以上の部分については、5 m増すごとに	1,000

(あて先)

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

保 存 樹 等 補 助 金 交 付 申 請 書

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話

保存樹等の保存を行うにあたり、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団保存樹等補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金を交付されるよう申請します。

1 保存樹及び保存樹林

(1) 所在地

(2) 指定番号

(3) 保存樹

独立樹木

名称

本数

はん登性樹木

枝葉の面積

m<sup>2</sup>

保存樹林

樹林

樹木の面積

m<sup>2</sup>

生け垣

延長

m

2 年度事業計画

収支予算書

収 入			支 出		
内 容	予 算 額	備 考	内 容	予 算 額	備 考
補助金			肥料管理		
自己負担金			病虫害防除		
計			計		

3 口座振込依頼

取引金融機関名

(本店・支店)

口 座 番 号

(1) 普通 (2) 当座

口座名義人 フリ 氏 名

様式第2号

岐未ま（緑）第 号  
年 月 日

様

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団  
理事長

保存樹等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度分の保存樹等の  
保存に対する補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 金 額 円

- ※ 本決定に基づき、補助金の振込手続きを行いました
- ※ この補助金は、保存樹等の育成・管理以外に支出しないでください
- ※ 年度末には事業実施報告書（様式第3号）を提出してください

様式第3号

年 月 日

(あて先)  
一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

申請人 住 所 岐阜市  
氏 名  
電 話

保 存 樹 等 事 業 実 績 報 告 書

岐阜市が指定した保存樹等の保存について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 業 務 内 容 保存樹等枯損防止のため、施肥、病虫害防除等を行う
- 2 業務実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 収支決算書

収 入			支 出		
内 容	決 算 額	備 考	内 容	決 算 額	備 考
補助金			肥料管理		
自己負担金			病虫害防除		
計			計		